第十二条の八　附則第十二条の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二第一項に規定する併給年金（遺族共済年金並びに昭和六十年改正前の法の規定による遺族年金及び通算遺族年金並びに地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金並びに旧地方公務員等共済組合法の規定による遺族年金及び通算遺族年金に限る。）について、法第四十四条若しくは第九十三条、昭和六十年改正法附則第二十八条第四項若しくは第五項、昭和六十年改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の法第四十四条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた昭和六十年改正前の法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくは国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十七条又は地方公務員等共済組合法第四十六条若しくは第九十九条の六、昭和六十年地方の改正法附則第二十九条第四項若しくは第五項、昭和六十年地方の改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方公務員等共済組合法第四十六条、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方公務員等共済組合法第九十八条第三項において準用する旧厚生年金保険法第六十条第三項若しくは地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第四十六条第三項の規定（以下この条において「遺族支給特例規定」と総称する。）が適用される場合にあつては、遺族支給特例規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして附則第十二条の六の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の二及び前条の規定を適用する。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における退職共済年金の額の特例）

第十二条の九　法第七十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された退職共済年金について、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは第十一条の七の四各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合又は法第七十八条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された退職共済年金の受給権者が国民年金法第三十三条の二第一項の規定により加算が行われた障害基礎年金若しくは厚生年金保険法第四十四条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された老齢厚生年金の支給を受けることができる場合における施行法第十三条の二の規定及び附則第十二条の七の規定の適用については、施行法第十三条の二第一項中「対する退職共済年金の」とあるのは「対する退職共済年金の額（第三項において「加給年金額」という。）を控除して得た」と、同条第三項中「が控除調整下限額」とあるのは「から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額」と、「をもつて」とあるのは「に当該相当する額を加えた額をもつて」と、附則第十二条の七第一項中「控除後年金総額」とあるのは「控除後年金総額」という。）から加給年金額（法第七十八条第一項に規定する加給年金額をいう。）に相当する額を控除した額」と、「をもつて」とあるのは「に当該加給年金額に相当する額を加えた額をもつて」とする。

2　退職共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき又は該当しないこととなつたときは、当該退職共済年金の額を改定する。

（追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る退職共済年金の額の特例）

第十二条の十　控除期間等の期間（施行法第十一条第一項に規定する控除期間等の期間をいう。以下同じ。）を有する者（組合員期間が二十年以上である者に限る。）に対する施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から第十一条第一項に規定する控除期間等の期間の月数を控除した月数」とする。

（加給年金額に相当する額の支給が停止されている場合における障害共済年金の額の特例）

第十二条の十一　法第八十三条第一項の規定により同項に規定する加給年金額が加算された障害共済年金について、同項の規定によりその者について加算が行われている配偶者が退職共済年金（その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限るものとし、その全額につき支給を停止されているものを除く。）若しくは障害共済年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）又は第十一条の七の四各号に掲げる年金である給付の支給を受けることができる場合における施行法第十三条の三（施行法第二十二条第一項又は第二十三条第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び附則第十二条の十三において同じ。）の規定の適用については、施行法第十三条の三第一項中「）の」とあるのは「）の額から新法第八十三条第一項に規定する加給年金額（以下この条において「加給年金額」という。）を控除して得た」と、同条第三項中「が控除調整下限額」とあるのは「から加給年金額に相当する額を控除した額が控除調整下限額」と、「をもつて」とあるのは「に当該相当する額を加えた額をもつて」とする。

2　障害共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき又は該当しないこととなつたときは、当該障害共済年金の額を改定する。

（障害を併合しない場合における障害共済年金の額の特例）

第十二条の十二　第十一条の七の八第一項の規定により障害基礎年金の給付事由となつた障害とその他の障害とが併合しないものとされる場合における施行法第十三条の三の規定の適用については、同条第一項中「第十二条」とあるのは、「第十二条並びに国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の七の八第二項」とする。

（追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る障害共済年金の額の特例）

第十二条の十三　控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）に対する施行法第十三条の三の規定の適用については、同条第一項中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から第十一条第一項に規定する控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

（遺族共済年金の受給権者が支給を受けることができる年金である給付）

第十二条の十四　施行法第十三条の四第五項に規定する政令で定める年金である給付は、法による年金である給付若しくは昭和六十年改正法附則第二条第六号に規定する旧共済法による年金である給付又は地方公務員等共済組合法による年金である給付（平成二十三年地共済改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二号に規定する年金である給付を除く。）若しくは昭和六十年地方の改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金とする。

（併給年金の支給を受けることができる場合における遺族共済年金の額の特例）

第十二条の十五　遺族共済年金の受給権者（法第九十一条の二の規定の適用を受ける者を除く。）が前条に規定する年金である給付の支給を併せて受けることができる場合における施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「加えた額とする。）」とあるのは「加えた額とする。）と第五項に規定する政令で定める年金である給付（第三項において「併給年金」という。）の額との合計額」と、同条第三項中「の遺族共済年金の額」とあるのは「の遺族共済年金の額と併給年金の額との合計額」と、「控除調整下限額」とあるのは「、当該控除後の遺族共済年金の額に控除調整下限額と当該合計額との差額に相当する額を加えた額」とする。

第十二条の十六　前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四第一項及び第二項の規定による控除が行われる場合（当該控除に係る同条第一項に規定する併給年金（以下この項において「併給年金」という。）のいずれかが控除対象年金である場合に限る。）であつて、前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四第一項及び第二項の規定による控除後の遺族共済年金の額（以下この項において「控除後遺族共済年金額」という。）と施行法第十三条の二第一項若しくは第二項若しくは昭和六十年改正法附則第二十一条第二項若しくは第三項若しくは附則第五十七条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は地方の施行法第十三条の二第一項若しくは第二項若しくは昭和六十年地方の改正法附則第